

令和8年度大和高田市競争入札参加資格（建物管理等業務）審査申請要領

大和高田市が発注する建物管理等業務に係る競争入札に参加又は随意契約の契約相手となることを希望される方は、次により競争入札参加資格審査申請書を提出してください。この申請をもとに競争入札においては、資格審査を行い、有資格者の決定を行います。また、随意契約においては、契約締結に向けての見積微取対象者となります。

1. 参加資格	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。</p> <p>(2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者</p> <p>(3) 令和8年4月1日時点で、営業を開始して1年末満の者</p> <p>(4) 国税及び地方税を滞納している等の経営状況が著しく不健全であると認められる者</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p>ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。</p> <p>ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したとき。</p> <p>エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。</p> <p>カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>
2. 受付期間	<p>令和8年1月5日（月）から令和8年2月20日（金）まで</p> <p>（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで</p> <p>※郵送の場合は、令和8年2月20日（金）までの消印有効とします。</p> <p>※持参・郵送ともに上記期間のみの受付となりますので、期間外の申請は無効となります。</p> <p>※提出された書類に不備があった場合に、再度書類の提出を求めることがありますので、期間に余裕のある申請を推奨しております。</p>
3. 受付場所 (郵送先)	〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部 契約監理課 TEL 0745-22-1101（内線3271・3273）
4. 提出部数	各1部（A4判）。順番に重ね、 クリアファイル （A4判・透明）に入れて提出してください。
5. 提出方法	<p>持参又は郵送</p> <p>郵送の場合は、封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きで記入して下さい。また、提出書類の確認後に受領書を返送しますので、切手の貼った返信用封筒を同封して下さい。</p> <p>※ 郵送方法については普通郵便による郵送も可能ですが、郵便物の不着があった際に確認する術がなく責任を負いかねますので、一般書留、簡易書留、特定記録、レターパック等の郵送記録の残る方法での郵送を推奨しております。</p>
6. 有効期間	<p>大和高田市内業者・準市内業者・市外業者 いずれも3年間 (令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)</p> <p>※ 「準市内業者」とは以下の条件に当てはまる業者を指します。 法人…本市の区域外に本店を有し、本市の区域内に本店以外の事業所を有するもの。 (本市の区域内の事業所に委任することが必要となります。)</p>

7. 提出書類 (添付書類)	<p>競争入札参加資格審査申請書(様式①)</p> <p>誓約書(様式第2号)</p> <p>暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>履歴事項全部証明書【写し可】……………発行機関 法務局</p> <p>印鑑証明書【写し可】……………発行機関 法務局</p> <p>使用印鑑届(様式第3号)又は委任状兼使用印鑑届(様式第4号) ※(様式第4号)は、支店長、営業所長等に契約に関する権限を委任する場合</p> <p>営業概要書(様式⑤)</p> <p>営業許認可書等 ※営業概要書 4.に記入の上、写し添付</p> <p>建物管理等業務調書 P1～P2 (指定様式)</p> <p>財務諸表(決算報告書) ※直近のもの ①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書</p> <p>納税証明書(滞納のない証明)【写し可】 <u>※支店等に委任されている場合は、本店及び委任先の両方の証明を提出すること。</u></p> <p>①法人税・消費税(その3の3) ………………発行機関 管轄の税務署 ②法人市町村民税(又は法人都民税) ………………発行機関 住所地(所在地)の市町村(都) ③固定資産税、都市計画税 ………………発行機関 住所地(所在地)の市町村(都) ④大和高田市税(大和高田市外に住所地(所在地)がある者で、本市に課税されている者。 ただし、課税されていない税目を除く。) ………………発行機関 大和高田市</p> <p>大和高田市競争入札参加資格審査申請書受領書(建物管理等)</p> <p>切手の貼った返信用封筒 ※郵送の場合のみ</p>
8. 提出における注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>法人のみ</u>の受付となります。 ・各証明書及び謄本(写しの場合はその原本の発行日)は、<u>発行後3ヶ月以内</u>のものを提出してください。 ・【写し可】としているものは鮮明なものを提出してください。 ・上記の提出書類の中で、提出することができない書類がある場合は、別途その他の書類の提出を求めることがあります。 ・上記の提出書類で、提出する必要のない書類がある場合<u>(事務所が賃貸で固定資産税が発生していない等)</u>は、別紙「受領書」の不添付等の欄に斜線等を記載し、添付がないことが分かるようにしてください。<u>なお、不添付等の欄に何も記載がなく、書類の添付もない場合は不備とみなします。</u> ・不備等により再提出となった際に、指定した期限までに不足書類等の提出が無かつた場合は、登録できません。(提出済みの書類はこちらで処分します。) ・審査の結果、資格者は競争入札等参加資格者名簿に登録されますが、業種によっては期間中に全く入札等がない場合もあり、直ちに発注がある制度ではないことに留意願います。